

## 大阪府豊能地域における事務の共同処理に関する協定書

### (目的)

第1条 この協定は、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町（以下「関係市町」という。）が広域的に連携し、関係市町に係る事務について共同処理を行うことにより効率化を図り、もって地方分権時代にふさわしい基礎自治体を目指すことを目的とする。

### (共同処理する事務及び担当部署等)

第2条 共同処理を行う事務は、次に掲げる事務であって別表に定めるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により大阪府知事の権限に属する事務の一部を大阪府条例の定めるところにより関係市町が処理することとされた事務のうち、関係市町の長の協議により共同処理を行うこととしたもの
- (2) 関係市町の長の権限に属する事務であって、関係市町の長の協議により共同処理を行うこととしたもの

2 共同処理を円滑に行うため、前項に定める事務（以下「共同処理事務」という。）を所管する市町（以下「所管市町」という。）のうちから幹事となる市（以下「幹事市」という。）を定めるものとする。

3 幹事市は、共同処理事務を行う。

4 共同処理事務に係る所管市町、幹事市及び幹事市において当該共同処理事務を行う担当部署（以下「幹事課」という。）は、別表に定めるとおりとする。

### (執務場所)

第3条 次の各号に掲げる幹事課の執務場所は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 池田市都市建設部空港・総務課、まちづくり課及びみずとみどりの課 大阪府池田市城南一丁目1番1号池田市役所内
- (2) 箕面市人権文化部人権国際課、地域創造部商工観光課及びみどりまちづくり部公園課並びに箕面市教育委員会事務局子ども部幼児育成課、子ども支援課及び子育て応援担当 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号箕面市役所内

### (幹事課に配属される職員)

第4条 幹事課に配属される職員（以下「担当職員」という。）は、幹事市以外の所管市町（以下「他市町」という。）による兼職発令により、他市町の身分を併せ有するものとする。

2 他市町は、担当職員に対して発令をしたときは、速やかにその発令事項を幹事市に通知しなければならない。

### (担当職員の定数)

第5条 担当職員の定数は、所管市町の長が協議して定める。

(担当職員に適用される基準)

第6条 担当職員に係る次に掲げる事項については、幹事市の関係規定を適用する。

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件
- (2) 休業
- (3) 分限及び懲戒
- (4) 服務
- (5) 研修及び勤務成績の評定
- (6) 福祉及び利益の保護

2 担当職員に係る前項各号に掲げる事項の事務については、幹事市が行う。

3 幹事市の長は、担当職員に係る公務災害補償の手続を行ったときは、その結果を他市町の長に報告するものとする。

(文書等の取扱い)

第7条 共同処理事務に係る文書の取扱いについては、各所管市町の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、幹事課で処理する事務に関する文書が幹事市に到達した場合は、当該文書の受領及び配布の取扱いについては、幹事市の定めるところによる。ただし、当該文書が他市町に到達した場合は、他市町の長は、遅滞なく当該文書を幹事市の長へ回送するものとする。

3 共同処理事務に係る物品の取扱いについては、前2項の規定を準用する。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、共同処理事務に係る文書及び物品は、関係市町の長の協議により幹事課又は他市町の関係課の事務室において一時保管することができる。

(公印の取扱い)

第8条 共同処理事務に係る公印の取扱いについては、各所管市町の定めるところによる。

(手数料その他の収入)

第9条 共同処理事務に係る手数料その他の収入は、各所管市町の収入とし、当該所管市町の一般会計予算にそれぞれ計上するものとする。

2 共同処理事務に係る手数料その他の収入の額及び徴収については、各所管市町の条例、規則等の定めるところによる。

(交付金)

第10条 大阪府からの移譲事務交付金は、所管市町の一般会計予算にそれぞれ計上するものとする。

2 大阪府からの権限移譲推進特別交付金は、関係市町の一般会計予算にそれぞれ計上するものとする。

(負担金)

第11条 共同処理事務に要する経費は、所管市町がこれを負担する。

- 2 幹事市は、共同処理事務に要する全ての経費を支出するものとし、他市町は、次項の規定により決定した負担金を幹事市に交付するものとする。
- 3 他市町が幹事市に交付する負担金は、第1号に定める額に第2号に定める割合を乗じて得た額を基準として前項の規定による幹事市の経費と清算し、所管市町の長の協議により決定するものとする。
- (1) 共同処理事務に要する全ての経費から、第9条第2項の手数料その他の収入に係る額及び前条第1項の大阪府からの移譲事務交付金の額の合計額（次号において「合計額」という。）であって全ての所管市町に係るものを減じた額
- (2) それぞれの他市町に係る合計額が全ての所管市町に係る合計額に占める割合
- 4 第2項の規定により負担金を交付する時期は、所管市町の長の協議により決定するものとする。
- 5 共同処理事務に要する経費の歳出予算は、幹事市の一般会計予算に計上し、第3項の規定により決定した負担金の歳入歳出予算は、関係市町の一般会計予算にそれぞれ計上するものとする。

(予算及び決算の通知)

第12条 所管市町の長は、共同処理事務に係る予算が当該所管市町の議会の議決を得たときは、当該予算を他の市町の長に通知しなければならない。

2 所管市町の長は、共同処理事務に係る決算を当該所管市町の議会の認定に付したときは、当該決算を他の市町の長に通知しなければならない。

(議会对応)

第13条 他市町の議会への対応については、他市町において関連する事務を所管する部で行うものとする。

(補則)

第14条 この協定書に定めるもののほか、共同処理に関し必要な事項は、関係市町の長が協議して定める。

(協定の効力)

第15条 この協定は、平成23年1月1日から効力を発生するものとする。

## 別表

事 務			所管市町	幹事市	幹事課	
番号	分野	内 容				
1	生活安全 産業振興	ガス用品販売事業場の立入検査等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	箕面市	地域創造部	商工観光課

2	生活安全 産業振興	電気用品販売事業場の立入検査 等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	箕面市	地域創造部	商工観光課
3	児童福祉	児童福祉施設設置（保育所）に係 る認可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	箕面市	教育委員会事務 局子ども部	幼児育成課
4	児童福祉	児童福祉施設設置（児童館）に係 る認可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	箕面市	教育委員会事務 局子ども部	子育て応援 担当
5	児童福祉	児童福祉施設設置（助産施設及び 母子生活支援施設）に係る認可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	箕面市	教育委員会事務 局子ども部	子ども支援 課
6	児童福祉	認可外保育施設からの届出の受 理等の事務	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	箕面市	教育委員会事務 局子ども部	幼児育成課
7	児童福祉	社会福祉事業（放課後児童健全育 成事業）開始の届出の受理等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	箕面市	教育委員会事務 局子ども部	子育て応援 担当
8	児童福祉	社会福祉事業（隣保事業）開始の 届出の受理等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	箕面市	人権文化部	人権国際課
9	生活・安全・ 産業振興	岩石採取計画の認可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	箕面市	地域創造部	商工観光課
10	まちづくり・ 土地利用規制	都市緑地法に基づく緑地保全地 域及び特別緑地保全地区に関す る事務	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	みずとみど りの課
11	生活・安全・ 産業振興	砂利採取時における採取計画の 認可	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	箕面市	みどりまちづく り部	公園課
12	まちづくり・ 土地利用規制	都市計画法に基づく測量等の際 の試掘の許可	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
13	まちづくり・ 土地利用規制	風致地区内における建築物の建 築その他工作物の建設等の許可 等に関する事務	池田市、箕面市	池田市	都市建設部	みずとみど りの課
14	まちづくり・ 土地利用規制	都市計画法に基づく開発行為の 許可等	池田市、豊能町、 能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
15	まちづくり・ 土地利用規制	造成宅地防災区域の指定等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
16	まちづくり・ 土地利用規制	宅地造成工事規制区域指定等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
17	まちづくり・ 土地利用規制	宅地造成工事規制区域内におけ る宅地造成工事の許可等	池田市、豊能町、 能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課

18	まちづくり・ 土地利用規制	終身建物賃貸借事業の認可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	空港・総務課
19	まちづくり・ 土地利用規制	マンション建替事業に係る認可、 指導監督等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	空港・総務課
20	まちづくり・ 土地利用規制	個人施行者の施行する住宅街区 整備事業に係る認可、指導監督等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
21	まちづくり・ 土地利用規制	施設住宅等の区分所有者相互の 事項に係る管理規約の認可	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	空港・総務課
22	まちづくり・ 土地利用規制	住宅街区整備事業により取得し た施設住宅の一部の譲渡の届出 の受理	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
23	まちづくり・ 土地利用規制	住宅街区整備事業の施行の準備 又は施行のために他人の土地で 土地の試掘をする場合の許可	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
24	まちづくり・ 土地利用規制	住宅街区整備事業の施行地区内 における建築行為等の許可	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
25	まちづくり・ 土地利用規制	組合が行う住宅街区整備事業に 係る認可、指導監督等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
26	まちづくり・ 土地利用規制	土地区画整理促進区域内及び住 宅街区整備促進区域内における 建築行為等の許可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
27	まちづくり・ 土地利用規制	土地区画整理促進区域内等にお ける土地の買い取り申出	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
28	まちづくり・ 土地利用規制	市街地再開発促進区域内におけ る建築の許可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
29	まちづくり・ 土地利用規制	市街地再開発事業の準備のため の立入、試掘等の許可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
30	まちづくり・ 土地利用規制	再開発事業計画の認定等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
31	まちづくり・ 土地利用規制	区画整理会社の土地区画整理事 業の認可、指導監督等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
32	まちづくり・ 土地利用規制	個人の土地区画整理事業の認可、 指導監督等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課

33	まちづくり・ 土地利用規制	組合の土地区画整理事業の認可、 指導監督等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
34	まちづくり・ 土地利用規制	農住組合の設立認可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
35	まちづくり・ 土地利用規制	防災街区整備事業施行区域内で の建築行為等の許可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
36	まちづくり・ 土地利用規制	防災街区計画整備組合の設立の 認可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
37	まちづくり・ 土地利用規制	防災街区整備事業の準備等のた めの立入、試掘等の許可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課
38	まちづくり・ 土地利用規制	屋外広告物の許可事務等及び措 置命令等の事務	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	都市建設部	まちづくり 課

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年(2010年)12月24日

池田市城南一丁目1番1号

池田市

池田市長 倉田 薫

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市

箕面市長 倉田 哲郎

豊能郡豊能町余野414番地の1

豊能町

豊能町長 池田 勇夫

豊能郡能勢町宿野28番地

能勢町

能勢町長 中 和 博